

令和5(2023)年度 事業計画書

令和5(2023)年を迎えた1月には、第8波となる新型コロナウイルス感染症の感染拡大があるなど、新型コロナウイルス感染症が日本で確認されてから3年が経過しました。泉大津市内の感染状況は昨年9月末に市町村別陽性者発生状況の公表が無くなったため把握しづらくなっていますが、当センターの陽性者状況からは第7波より多くの感染が見られています。新型コロナ対策は、行動制限や経済活動の制限の見直しから感染拡大防止と社会経済活動の両立を図る方針へと転換されてきましたが、第8波の死亡者の9割超が70歳以上の高齢者である、という報道があり、感染による持病の悪化や体力低下によるものが多いことから高齢者の重症化リスクは引き続き危惧されています。また、昨年2月のロシアによるウクライナ侵攻からも約1年が経過していますが、この紛争により食料やエネルギーを中心に世界経済に大打撃を与えています。

シルバー事業におきましても新型コロナ禍とウクライナ侵攻、そしてこの問題に端を発する急激な円安や燃料費等の高騰、また物価高の影響により発注者側の事業縮小や休止などが見られるなど、事業実績に少なからず影響が見受けられます。

国の高齢化の状況は、令和3年10月1日現在、総人口1億2,550万人に対して65歳以上人口は3,621万人となり、高齢化率は28.9%と、人口減少とともに高齢化率が上昇しています。対して15～64歳の生産年齢人口は7,450万人にすぎず、現役世代2人で高齢者1人を支える状況となっています。日本の将来推計人口では、長期の人口減少過程にあり、令和47(2065)年には8,808万人まで減少すると推計され、人口減少と高齢化により令和18(2036)に高齢化率は33.3%となり3人に1人が65歳以上の社会になるものと推計されています。

このような中、これからは一線を退いた高齢者は年金等で豊かな人生が確保できることは益々難しくなり、如何に残りの人生を描いていくか、今までの経験を活かし元気なシルバー世代として「支えられる側から支える側へ」の認識を持ち、社会を担う役割として大きく期待されます。また、70歳迄の雇用努力義務とする法改正が令和3年4月に施行されるなど、継続して現役社会への参加の方向性が求められています。一方で、政府の方針では「異次元の少子化対策」を打ち出して関連予算を倍増する方針を皮切りに、地方自治体も今までにない様々な子育て支援の施策を発表するなど、社会は高齢者支援から少子化支援へと大きく方向転換しつつあることと世界的な安全保障の危機感に伴い防衛費が増額方針であることなどから、シルバーに対する補助金はさらに厳しい精査を受けることが想定されています。

内閣府が実施した「高齢者の日常生活・地域社会への参加に関する調査」(R3.12)で、生きがいに着目して分析したところ、「近所づきあい」や「友人・仲間づくり」に大きなウエイトが見られています。しかし、「情報機器を使ってインターネットを活用すること」については活用している人からは高い生きがい満足度が示される一方で、高齢者で情報機器を活用していない人の割合が高いことなどから、今後高齢者のデジタルデバイスの活用が社会参加に大きく寄与するものと期待されています。すでに普段の生活でも、例えば新型コロナ対策などの情報発信や感染報

告等はインターネットによるものが主流となっており、スマートフォン等の高い普及率からも高齢者のデジタル活用が強く求められています。シルバー事業でも、令和5(2023)年度に限り会員へのデジタル利用促進にかかる補助金の新設が予定されていることから、会員のIT利用支援に努め、就業等においても活用していくことを検討していきます。

身近な問題では、令和5(2023)年10月からインボイス制度がスタートします。このインボイス制度では、配分金に消費税を含めて支払うことで今まで仕入税額控除が認められていたものが、制度導入後は会員が適格事業者として登録して納税しなければ配分金に消費税を含めて支払っても再度シルバー人材センターに消費税の納税義務が生じるものとなり、シルバーの事業運営の根幹を揺るがしかねない制度となっています。本来は会員が負担すべき消費税分ですが、シルバーが代替して納税する場合には段階的な減額の経過措置があることから、就業会員の負担を前提としてセンターが納税する方向で対応を進めてまいります。

シルバー会員の平均年齢は75歳に達しようとしています。また、70歳迄の雇用努力義務が法制化されるなど、人生100年時代を迎えつつあります。「LIFE SHIFT 100年時代の人生戦略」(リンダ・グラットン、アンドリュー・スコット著)では、人生を3つのステージ「教育のステージ」「仕事のステージ」「引退のステージ」と考えた場合、「仕事のステージ」がどうしても延長されますが、雇用環境や社会制度が対応できていない中で、この「第2の仕事のステージ」をいかに生きるのか、が重要になる、と示されています。老後を生きるためには経済的な収入はもちろん必要ですが、それだけでなく「よりよい人生」をおくる上で、家族や地域の隣人、また友人関係、スキルと知識の習熟、そして心身ともに健康であること、これらが無形の資産として大きな影響がある、としています。老後の生活資金や年金問題だけに注目して長寿は災厄だとネガティブに考えるのではなく、「第2の仕事のステージ」をよりよく生きるすべての要素に寄与できて長寿社会をポジティブに活動できるものとしては、世界に例のないシルバー人材センター事業が最適解ではないでしょうか。

このように、人生100年時代を迎える中、シルバーを取り巻く情勢は必ずしも安定しておらず、非常に厳しい状況にあります。しかし、「自主・自立、共働・共助」の理念のもとに、接遇・マナーの向上を図り、長寿をポジティブに受け止め地域社会に貢献することを目的として、以下の項目を重点に取り組みシルバー事業の発展に邁進してまいります。

[参考] 令和4年版 厚生労働白書、令和4年版 高齢社会白書、
LIFE SHIFT 100年時代の人生戦略 リンダ・グラットン アンドリュー・スコット著

1. 基本方針

- (1) 就業開拓提供事業の推進
- (2) 普及啓発事業の推進
- (3) 独自事業の検討及び推進
- (4) 研修・講習会事業の推進
- (5) 調査研究事業の実施
- (6) 相談事業の推進
- (7) 安全・適正就業の推進
- (8) 福祉・家事援助サービス事業の推進
- (9) 職業紹介事業の推進
- (10) 労働者派遣事業の推進
- (11) 公益社団法人としての運営の確立と関係団体との連携の強化

| 2. 事業目標 | 令和5年度事業目標 | R4 事業目標 | R4 事業実績 | (R4 達成率) |
|------------|------------|------------|------------|----------|
| 会員数 | 900 人 | 925 人 | 877 人 | 94.8 % |
| 粗入会率 | 3.80 % | 3.85 % | 3.77 % | 97.9 % |
| 就業率(派遣含) | 70.5 % | 85.2 % | 71.7 % | 84.2 % |
| 就業延人員(派遣含) | 82,000 人日 | 100,200 人日 | 80,497 人日 | 80.3 % |
| 契約金額(派遣含) | 310,000 千円 | 375,500 千円 | 315,418 千円 | 84.0 % |

※ 令和4年度事業目標値は、新型コロナウイルス感染症の影響により、中期計画値(令和3年度)の目標値としました

令和5年度事業目標値は、第3次中期計画(見直し)の数値になります

3. 事業実施計画

(1) 就業開拓提供事業の推進

就業開拓提供事業はシルバー事業の根幹部分であり、請負・委任による就業機会の確保のみならず会員の増強につながるものです。「自主・自立、共働・共助」の理念に基づき、より多くの高年齢者に臨時的かつ短期的又は軽易な業務の就業機会を提供するため、民間事業所・一般家庭をはじめ公共団体等の発注者に対し、役職員だけでなく会員自らも就業開拓を積極的に行う必要が求められています。

① 役職員及び会員一人ひとりがシルバーの営業マンとしての認識に立ち、共に力を合わせて就業開拓を推進します。また、一人でも多くの会員に就業機会の提供ができるように努めるとともに、事業所・一般家庭及び公共への働きかけを強めることにより、新たな就業機会の確保に努めます。

② 入会時の研修や各種講習会、また職群別懇談会など、機会毎に接遇マナー・言葉づか

い等についての研修を行うことにより、「発注者の高い満足度」を得られる就業となるように、「就業の質の向上」を図ります。

- ③ 「高齢者活用・現役世代雇用サポート事業」は、生産年齢人口の大幅な減少のなか現役世代を代替してサポートする事業であり、指揮命令のある就業に対して主に派遣契約による就業を行うものです。令和2年4月から実施の同一労働同一賃金制度に対応しつつ、シルバー労働者派遣事業の就業機会の維持・拡大に努めます。
- ④ シルバー事業のさらなる発展のため、若年層の高年齢者及び女性高年齢者の入会促進に努め、新たな就業機会の確保に努めます。

とくに、派遣事業の規制緩和策である就業時間の拡大は、府内センターと協議して大シ協に早期導入を強く要請してきました。ようやく制度導入の方向性が見られる状況にあります。まだ明確なスタート時期が明示されないなど不明瞭な状況ですが、スタートすれば派遣先と協議を進めて就労時間延長となる業務拡大を推進することにより、新たなニーズの発掘と会員拡大の起爆剤になるよう努めます。

(2) 普及啓発事業の推進

普及啓発事業は、シルバー事業の公益性と事業趣旨を広く周知するものです。「高年齢者の就業を通じた生きがいの充実と福祉の増進を図るとともに、活力ある地域社会づくりに寄与する」という趣旨を広く周知し、さらなるシルバー事業の拡大推進を図ります。

- ① 会員の社会貢献意識の高揚を図るため、港湾美化清掃ボランティア活動をはじめ地域の諸行事に積極的に参画し、活力ある地域社会づくりに寄与できるように努めます。
- ② 広報・就業開拓委員会等を中心に、就業機会の開拓、会員増強の方策を調査・研究します。
- ③ 市広報紙等の記事掲載やシルバー事業啓発チラシ等の全戸配布、商工会議所の常設看板、「FMいずみおおつ」の活用によるタイムリーな情報提供、市内繁華街における事業啓発グッズ配布等、多様な情宣活動を通じてシルバー事業の趣旨・仕組みを広く市民に周知し、役職員だけでなく会員と共に積極的に事業啓発に努め、事業の理解と就業機会の拡大、会員拡充を図ります。
- ④ 市との協定事業である空き家等の適正管理推進事業及び墓地の適正管理推進事業については、市固定資産税の納付書送付時に事業チラシを同封することや、ふるさと納税のメニューとして周知することにより、市内だけでなく市外の方にもシルバー事業のPRに努めるとともに、府内センターからの問合せに応じて事業の拡大に協力します。
- ⑤ 新規入会会員の掘り起こしに努めます。とくに、潜在的労働力とされている女性高年齢者だけでなく、新型コロナ禍により雇い止めとなった高年齢者の受け皿となるよう、新たにハローワークのシニアセミナーを活用して事業周知に努めます。
- ⑥ 会員拡大の一環と会員の福利活動として実施しているグランドゴルフ同好会を通じて、シルバー事業の普及啓発と会員の健康維持を兼ねたスポーツ推進事業の一環として会員及び市民に親しまれるシルバー事業として周知に努めます。

(3) 独自事業の検討及び推進

独自事業は、全国の先進的な事業について調査し、採算性を勘案して事業化の可能性を検討します。

- ① 「空き家等の適正管理事業」「墓地の適正管理事業」については、市との協定締結をもとに、引き続き市と協働して事業拡大を図っていきます。
- ② 独自事業は、費用対効果や採算性を考慮しながら効果的に事業展開が見込めるものについて全国の先進的な事業を調査して積極的に検討します。

(4) 研修・講習会事業の推進

就業の質の向上によりお客様満足度のアップを図るため、会員のスキルアップを目的とした各種技能研修・講習会を検討します。また、南部ブロック連絡協議会・大シ協と協力して各種研修・講習会の開催に協力していきます。新型コロナの感染拡大を見極めながら、研修・講習会の開催に努めます。また、IT関連の研修を実施します。

- ① 各種技能研修・講習会を開催し、会員の就業意識の向上とスキルアップを図ります。
- ② 会員研修会等を通じて接遇向上等に関する各種研修・啓発を実施し、就業の質の向上を図り、発注者の満足度向上に努めます。
- ③ 新たな補助事業である会員デジタル利用促進事業を活用し、会員のIT機器の利用促進を推進し、会員のデジタル利用の基盤整備に努めます。また、デジタル対応の推進により経費節減とタイムリーな就業機会の提供に努めます。
- ④ 会員の高齢化に伴う対応として、健康診断の受診勧奨はもちろん、心身の向上のための講習会等を検討するとともに、日常の軽易な運動を推奨して健康の維持・向上を図ります。
- ⑤ 大シ協が主催する高齢者活躍人材確保育成事業や南部ブロック連絡協議会の技能講習会等を積極的に活用するなど、多種多様な技能講習会の機会提供に努めます。

(5) 調査研究事業の実施

高齢者の生きがいの充実と福祉の増進を図るとともに活力ある地域社会づくりに寄与するため、高齢者の就業や社会的活動等に関する調査研究を行います。また、他センターの動向を見ながら、当センターで実施可能な事業の開拓に努めます。

- ① 高齢者の健康維持・増進等に関する調査等を行います。
- ② 高齢者にふさわしい就労、また地域社会づくりに寄与する事業についての調査研究を行い、先進的な事例については実施の可能性を検討して積極的に視察研修を行うなど、シルバー事業の新たな方向性を模索します。
- ③ インボイス制度について幅広く情報収集を行い、将来的に消費税外税対応を視野に入れた事業体制の構築について調査研究に努めます。
- ④ 厚労省、全シ協が検討している新たな契約体系について情報収集に努めるとともに、導入の時期等について他センターと協力して検討していきます。

(6) 相談事業の推進

高齢者に対する就業機会の提供を促進するため、入会説明会をはじめとする各種相談事業を推進します。また、会員のデジタル利用促進事業の推進に伴い、デジタル対応相談窓口の設置についても検討します。

- ① 入会手続きの際に就業相談を受けるとともに、入会後には予約制の「就業よろず相談日」や「未就業相談日」を設けることにより、より細やかな就業に関する相談に対応します。

Withコロナに対応した入会説明会や各種研修・講習会の開催については、安全を確保しつつ実施します。

- ② 地域班の班長副班長を定期的に交代することでセンター事業を広く知ってもらうとともに細かなことでも相談できる機会の拡充に努めます。
- ③ 会員デジタル利用促進事業の確保に努め、会員のデジタルデバイスの活用推進を図るとともに、相談窓口の開設等を検討します。
- ④ 公共団体や地域の各種催事に積極的に参加して市民相談コーナーを設置するなど、機会あるごとに就業に関心のある高齢者市民からの相談を受け付けます。

(7) 安全・適正就業の推進

「安全・適正就業推進計画」の実践とともに、「安全と健康はすべてに優先する」を基本として、安全・適正就業委員会を中心に安全・適正就業の推進と交通安全意識の高揚を図ります。安全標語の募集・表彰を通じて、会員の安全・適正就業の意識向上に努めます。また、安全・適正就業の徹底と事故撲滅に努め、健康診断受診を勧奨して心身の健康維持・向上を推奨します。

- ① 厚生労働省が通知する「適正就業ガイドライン」を周知徹底し、適正就業の実施に努めます。
- ② 安全・適正就業意識の高揚を図るため、安全・適正就業基準の遵守と心構え等の啓発を図ります。
- ③ 年間就業延時間が1,000時間未満となるように、長時間就業や長期間同一就業の是正に努め、ワークシェアリングやローテーション就業を推進します。
- ④ 会員の高齢化に伴う急な就業不能事態に対応するため、複数人数によるグループ就業を推進し、会員相互による緊急時の対応強化を図ります。
- ⑤ 高齢者実践体験型交通安全教室への参加や安全・適正就業委員会による巡回訪問、安全・適正就業推進強化月間を実施し、就業中及び就業途上の事故防止に努めます。
- ⑥ 就業内容の精査を行い、受託事業・派遣事業ともに契約の適正化に努めます。
- ⑦ 職種班組織の整備・育成を推進し、安全・適正就業の徹底と会員相互の意思疎通の強化に努めます。
- ⑧ 市が実施している高齢者の自転車用ヘルメット購入補助に追加して、当センター独自の購入補助制度の継続を行い、高齢者の自転車事故防止を推進します。

- ⑨ 高齢者の車輛運転事故が多発していることから、警察及び市担当課と連携を密にして、会員の交通安全意識の高揚を図る講習等を実施します。また、就業及び就業途上の自家用車輛使用の制限を推進します。

(8) 福祉・家事援助サービス事業の推進

介護保険対象外となる福祉・家事援助サービス事業を推進し、支援を必要とする方へのサービス提供に努めることにより、地域福祉に貢献するとともに会員の就業機会の確保・拡大を図ります。

- ① 担当職員及び従事会員の自己研鑽を推進し、スキルアップを図ります。
- ② 介護保険・総合事業の適用にならない支援を要するニーズの確保に努め、請負事業を通じた福祉・家事援助サービス事業として日常生活支援の推進を図ります。
- ③ 公共の催事等における育児サポートをはじめ現役世代をサポートできるよう、行政と連携を図りながら事業を推進していきます。
- ④ 市高齢介護課、市福祉政策課及び包括支援センター等と協力し、介護保険対象外で会員が従事できる日常生活支援事業の開拓・協力を呼び掛けます。

(9) 職業紹介事業の推進

臨時的かつ短期的又はその他の軽易な業務に係る雇用による仕事の求人を受理し、雇用による就労を希望する高齢者へ紹介を行う有料職業紹介事業を推進します。

(10) 労働者派遣事業の推進

大阪府シルバー人材センター協議会泉大津市事務所として、高齢者の雇用による就業機会を確保するため、労働者派遣事業を推進します。

- ① 「高齢者活用・現役世代雇用サポート事業」の実施に伴い、就業機会の拡大を図るため、泉大津市をはじめ市内事業所等への派遣労働の就業開拓活動を行います。
- ② 「同一労働・同一賃金」制度等の関係法令等を遵守し、適正な事務手続きに努めます。
- ③ 平成28年4月の高齢法の改正による就業時間拡大の特例措置となる業務拡大については、新たな就業機会の確保と会員増強対策につながることから、特例措置の早期実施を大シ協に強く要請します。

(11) 公益社団法人としての運営の確立と関係団体との連携の強化

公益目的事業を推進するとともに関係団体との連携を強化し、補助金の確保・維持と財政・運営基盤の安定化を図ります。

- ① 「自主・自立、共働・共助」の理念に基づいた事業運営を推進し、「地域社会に信頼され、貢献する」市民参加型の公益目的事業を推進します。
- ② 役職員を中心に、市・社会福祉協議会・包括支援センター・商工会議所等の関係団体との連携を図るとともに、事業の強化・拡大に努めます。

- ③ 「高齢者活用・現役世代雇用サポート事業」において、適正就業ガイドラインの遵守を推進するとともに、「同一労働・同一賃金」制度等の法令遵守に努めつつ、派遣契約の維持・確保を図ります。
- ④ 財政規律を遵守し、経費節減に努めてセンターの財政基盤の安定化を図ります。
国補助金が減額傾向にある中、事業内容の精査に努めて国補助金の維持・確保に努めます。
- ⑤ 消費税インボイス問題は、会員負担を前提に検討するとともに特定費用準備資金の積み立て等により巨額になる納税額の事前準備に努めるなど、経過措置策として必要経費の確保に努めてまいります。
- ⑥ センターの拠点となる事務所の整備については、市の公共施設適正配置基本計画の進捗状況を見極めながら市との協議を重ねつつ検討を進めるとともに、移転改修等に必要となる経費について特定費用準備資金の準備に努めます。
- ⑦ 事業実績の推移や事業内容の変化に応じた事業のデジタル対応や事務局人員の増減等を柔軟に推進するなど、業務の効率化を推進し経費節減に努め、シルバー事業のさらなる発展を目指します。